

平成22年 5月1日現在

研究種目：若手研究（スタートアップ）

研究期間：2008～2009

課題番号：20830133

研究課題名（和文）国際刑事司法における検察官の裁量

研究課題名（英文）Prosecutorial Discretion in International Criminal Justice

研究代表者

竹村 仁美（TAKEMURA HITOMI）

九州国際大学・法学部・准教授

研究者番号：10509904

研究成果の概要（和文）：近年の国際刑事法の急速な発展を背景に、国際刑事司法における検察官の役割と課題について、検察官の裁量という視点から検討を加え、論文発表、研究会報告、学会報告などを行い、国際刑事司法の在り方について問題提起をすることで学会に貢献した。特に、2009年度国際法学会秋季研究大会においては、国際刑事司法における検察官の裁量の意義、裁量の趣旨、現在の検察官の訴追政策といった基本的な事柄をまず明らかにし、その上で検察官の裁量に対する統制や検察官の負う説明責任について批判的な検討を行った。

研究成果の概要（英文）： This research addresses a problem of prosecutorial discretion that is well known both in domestic and international criminal justice. The Prosecutor of the permanent International Criminal Court is in a particularly difficult position, for he/she must scrutinize situations and cases among the most serious crimes committed across the world. The outcome of this research was presented on various occasions, such as at Kyushu Society of International Law in the spring of 2009 and the Japanese Society of International Law in the fall of 2009.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2008年度	1,480,000	444,000	1,924,000
2009年度	1,500,000	450,000	1,950,000
年度			
年度			
年度			
総計	2,980,000	894,000	3,874,000

研究分野：国際法学

科研費の分科・細目：国際公法

キーワード：国際刑事法、国際刑事裁判所、検察官、検察、裁量権、裁量、説明責任

1. 研究開始当初の背景

(1) 国際刑事司法は国内的な刑事司法と異なって国際社会の名の下に訴追を試みる国際的な訴訟制度である。他方で、国際刑事司法は、その礎となるひとつの国際刑法典とい

うものが存在するわけではないので、どうして2. 研究の目的

本研究は国際刑事司法における検察官の裁量について包括的な研究を行う。具体的には、検察官の裁量権の内容、実行とそれに対する

統制・説明責任について解明する。

も刑事訴追の場 (forum) がアドホック (*ad hoc*; 臨時的) 法廷になりがちである。ニュルンベルク、東京の国際軍事裁判や、冷戦後の旧ユーゴ、ルワンダに対する国際刑事法廷は臨時のものである。最近では、シエラレオネやイラク、カンボジア、にも国内司法と国際司法の融合体を目指すいわゆる混合 (hybrid) 法廷が設置されている。

(2) 臨時法廷の実行による国際刑事法の発展を受けて、常設の国際刑事裁判所が 2002 年 7 月以降発足した。2007 年 7 月にはついに日本もその加盟国となり、当事者となった。国際刑事司法について、わが国は、国際連合を通じ、あるいは常設国際刑事裁判所加盟国として、積極的な財政的支援また人的支援を行っている。したがって日本の学界ひいては日本政府が、国際刑事司法における検察官の動向・統制を注意深く見守ることを通じて、日本の国際刑事司法に対する支援をいっそう有意義なものとする。

3. 研究の方法

(1) 本研究題目について、国際刑事法廷・国際刑事裁判所の検察官の任命制度・役割について史的系譜を追うことについては、Ph. D. 論文執筆過程で英語により一定程度の研究がなされているので、邦語の論説を発表するに当たっては、第一に自身のこれまでの研究成果の見直し・邦訳作業をする必要がある。ただし、イラク特別法廷やカンボジアのポル・ポト政権時代の人権侵害を裁く特別法廷については、十分な資料収集と研究成果ができていないので、これらを補足しながら包括的な史的検討を進めていく必要がある。

(2) 第二に、国際刑事法廷・国際刑事裁判所の検察官のアカウントビリティ (説明責任・利害関係者に対する責任) については、包括的且つ網羅的な研究を新たに行う必要がある。これについても、国際軍事裁判所 (ニュルンベルク裁判)、極東国際軍事裁判所 (東京裁判)、旧ユーゴ国際刑事法廷、ルワンダ国際刑事法廷、シエラレオネ特別法廷、常設国際刑事裁判所、イラク特別法廷、レバノン特別法廷、カンボジア特別法廷と各組織における検察官のアカウントビリティをまず検討した上で、さらにそれぞれに共通の共同体の利益のために働く検察の意義というものがあるかどうかを検討する必要がある。

(3) また、国内の刑事事件に関する検察官の役割と国際刑事法廷・裁判所における検察官の裁量について包括的な研究を行う。具体的には、常設国際刑事裁判所、臨時的 (*ad hoc*)

国際刑事法廷の検察官の裁量権の内容と検察官の裁量のコントロール (統制)、検察官の裁量権行使の実行とそれにもなうアカウントビリティ (accountability) つまりは説明責任・利害関係者に対して負う責任について解明する。

(4) 遂行方法としては、一年次に日本語で研究を進め、論説をまとめたい。一年目に日本語で研究を進めることによって、問題の核心に迫りやすくなり、思考力を高められるという狙いがある。さらに、二年次には英語での論説発表、最終・長期的には成果を書籍としてまとめることを目標に活動する。

4. 研究成果

(1) 研究の主な成果

① 研究の主な成果として、平成 20 年度には、第一に、研究の方法に挙げた国内刑事司法と国際刑事司法の検察官の役割の相違についての検討結果を「日本と国際刑事裁判所における検察官の裁量」『九州国際大学法学論集』第 15 巻 3 号 (2009 年 3 月) (pp. 177-241) にまとめた。第二に、国際刑事司法における検察官の裁量の行使が、国際社会において正統性を有すると評価されるには公平性が重要であるとの認識から、公平性と検察官の裁量の行使の問題について、九州国際法学会と韓国・嶺南国際法学会の合同例会で英語により報告を行った (Presentation of “Impartiality and Prosecutorial Discretion in International Criminal Justice” at the 12th Biennial Joint Conference between Kyushu Society of International Law and Yongnam Society of International Law, Seinan Gakuin University, Fukuoka, Japan (28 March 2009))。

② 平成 21 年度には、第一回公募制試行により、国際法学会秋季大会で報告する機会を得、国際刑事司法における検察官の裁量に関して、国際刑事裁判所の検察官の話を中心に、その裁量の行使の正統性がどのような基準で評価されるのか、について報告した (「国際刑事司法における検察官の裁量の意義と課題 —国際刑事裁判所を中心に—」国際法学会、於関西学院大学 (2009 年 10 月 11 日))。本報告では、検察官の裁量について次の三点を取り扱った。第一に、国際刑事司法における検察官の地位や役割などの紹介を通じ、検察官の裁量の意義について検討した。第二に、主に国際刑事裁判所の実行を通じ、国際刑事司法における検察官の裁量の行使に関して今日生じている様々な課題とそれを克服する方策について考察した。国際刑事裁判所の検察官は、訴追のための事件だけでなく、捜

査のための事態の選定までもする権限が与えられており、より一層困難な任務・裁量を有している。第三に、国際刑事司法における裁量権の適切な行使を迫ると、検察官自身のアカウントビリティーの所在の明確化の問題は避けて通れない。アカウントビリティーの明確化は検察官自身の正統性の問題でもあり、検察官の裁量の行使の正統性は国際刑事裁判所自体の正統性の認識の問題と密接に絡んでいる。以上の報告を日本の国際法学会で行ったことによって、国際法学の視点から主に国際刑事裁判所の検察局の活動の現状と課題について紹介をなし得た。問題提起として、国際刑事司法の抱える課題とそれに対する国際社会による統制がどうあるべきかという問題を、より大きな視点として個人の刑事責任を規律する国際刑事司法が国際の平和と安全の問題に直面した時にどのような解決策を提示すべきか、という問題も紹介した。伝統的には国家間の関係を規律する法であったととらえられる国際法において、個人の義務違反に対して個人責任を課す国際刑事法の枠組みは、依然国際法学において新しい発展と考えられているように思われる。したがって、国際刑事法の執行の要となっているといえる検察の実行について紹介することで、現代国際法学に生じている個人の刑事責任と国際の平和と安全との交錯という新しい課題を提起することができたように思われる。

③ 国際刑事司法の検察官の裁量の問題と国内刑事司法の検察官の裁量の抱える問題の異同について精査するため、「日本と国際刑事裁判所における検察官の裁量」『九州国際大学法学論集』第15巻3号(2009年3月)(pp.177-241)を公表し、特に日本の検察官の裁量の問題を紹介した。2009年5月より施行された検察審議会の起訴議決に拘束力を持たせる制度が検察官の不起訴裁量に対する市民のコントロールとして注目される。また、不平等訴追、公訴権濫用の問題は国内刑事司法及び国際刑事司法においても被告人からしばしば提起される問題であるといえるけれども、どちらの刑事司法においても不平等訴追の証明の困難性が認識される。2009年8月31日には、この論稿を、国内刑事法学の研究者との研究会で報告する機会を得た(現代刑事法研究会、於、九州国際大学)。そこでは、国内刑法学者から、国内刑事司法の検察官の裁量と国際刑事司法の検察官の裁量を区別する意義が明白でないとの指摘を受けて、改めて国際刑事司法体系の独自性とともに関与の刑事責任の追及と公正な裁判の追及という課題における国内刑事司法と国際刑事司法との根本的な共通性を再確認することとなった。

(2) 得られた成果の国内外における位置づけ及びインパクト

本研究成果については、日本国内の国際法学、刑法学に対する貢献となるように、上述研究成果に見るとおり、積極的に発表の機会を得て広く国内の国際法学者及び刑法学者へ周知するよう努めた。国際的な研究会及び学会報告についても、公募に積極的に応募するようにし、また機会を得て、韓国の国際法学者及び法曹関係者の前で、2009年3月28日(九州国際法学会・嶺南国際法学会合同例会)、2009年12月18日(漢陽大学法学部 Center for Research on the Legal System for International Litigation and Arbitration 主催「国際刑事裁判の現状と展望」シンポジウム)の二回、この研究成果を報告し、本研究成果の国際的伝播が多少なりともかなったことと、韓国の国際法学者の視点から様々な示唆を得たことは収穫であった。

(4) 今後の展望

今後の課題として、研究成果を英語でまとめ、本研究成果独自の視点で国際刑事司法の検察官の裁量の問題に対し具体的で実現可能な示唆を提示していく必要がある。

またより身近な課題としては、2009年度国際法学会秋季大会で報告した内容をより緻密なものとし、学術論文の形で発表する必要がある。

2010年3月31日には、国際刑事裁判所の予審裁判部の許可決定によって、国際刑事裁判所の検察官の初めての「職権による捜査(*proprio motu* investigation)」が開始されることとなった。したがって、捜査の対象となる事態の検察官による選定に対して、国際刑事裁判所の司法審査の内容はどのようなものであったのか、一刻も早く法的に分析し、国際刑事裁判所の検察官の裁量権行使に対する統制の一視座としてまとめる必要がある。

そして、混合法廷(hybrid tribunals)と呼ばれるカンボジア特別法廷の動向についても今後より一層の注目を注ぐ必要がある。国内・国際の2人の共同検察官が捜査の開始のための対象事件の選定にあたる。混合法廷は国内的人材の関与によって一層、国民の和解を促進するものと考えられてきた。しかし、カンボジア特別法廷では、国内共同検察官が治安の悪化や和解に対する障壁を理由に、国際共同検察官の提案した捜査開始に反対してきた。このように、一般に期待されていた混合法廷の特質とは対照的に、実行では国内共同検察官の存在が非常に政治的な問題となって出現している。

したがって、各国際刑事司法制度の特性にも注意しながら、国際刑事司法制度全体の在

り方の中枢となる検察の在り方について今後も特に国際法学の視点から多角的に検討していきたい。

九州国際大学・法学部・准教授
研究者番号：10509904

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計2件)

- ① 竹村仁美、日本と国際刑事裁判所における検察官の裁量、九州国際大学法学論集、査読無、第15巻3号、2009、177-241
- ② 竹村仁美、判例評釈 オマル・ハサン・アフマド・アル・バシール (Mr. Omar Hassan Ahmad Al-Bashir) に対する検察官の逮捕状請求に関する決定、九州国際大学法学論集、査読無、第16巻3号、2009

[学会発表] (計3件)

- ① Hitomi Takemura, Impartiality and Prosecutorial Discretion in International Criminal Justice, the 12th Biennial Joint Conference between Kyushu Society of International Law and Yongnam Society of International Law, 28 March 2009, Seinan Gakuin University, Fukuoka, Japan
- ② 竹村仁美、国際刑事司法における検察官の裁量の意義と課題 — 国際刑事裁判所を中心に —、国際法学会、2009年10月11日、関西大学
- ③ Hitomi Takemura, Prosecutorial Discretion before the International Criminal Court, Current Issues in International Criminal Trials: Law and Procedure funded by BK 21, Center for Research on the Legal System for International Litigation and Arbitration, Faculty of Law, 18 December 2009, Hanyang University, Seoul, Republic of Korea

[図書] (計1件)

- ① Hitomi Takemura, Prosecutorial discretion in international criminal justice: between fragmentation and unification, in Carsten Stahn and Larissa van den Herik (eds.), The Diversification and Fragmentation of International Criminal Law (TMS Asser Press/ Cambridge University Press, 2010/2011) *forthcoming*

6. 研究組織

(1) 研究代表者

竹村 仁美 (TAKEMURA HITOMI)